

糸島市農業委員会が発行する 諸証明の手数料について

平成29年4月1日から、下記のとおり手数料を負担いただくことといたしましたので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

■実施時期

平成29年4月1日以降に交付する証明(交付日が4月1日以降の証明)
例) 3月に申請された非農地証明は4月農業委員会総会承認後となるため有料

■手数料の額

1通 300円

■手数料が必要となる証明書等の種類

- ・耕作証明
- ・非農地証明
- ・現況証明
- ・届出受理通知済証明（受理通知後5年を経過したものは有料、受理通知後5年以内であれば「再交付」（無料））
- ・不動産買受適格証明
- ・農地移動適正化あっせん事業に関する証明
- ・相続税、贈与税の納税猶予に関する証明
（引き続き農業を行っている旨の証明等）
- ・その他農地又は農業者に関する証明